

特別企画 ②

法改正で重要に！

# 相続不動産の アドバイス

岸田康雄

公認会計士／一級FP技能士

2023年から、相続した土地を国庫に帰属できる制度や、相続登記の申請義務化といった制度の導入が相次ぐ。これらの新制度の内容とともに、金融機関の個人営業担当者がアドバイス・情報提供できることを解説する。